

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 県産木材の利用促進等に関する指針
(令和8年度～12年度)(案)
意見募集期間 令和8年2月19日～令和8年3月11日まで
意見等の提出件数

A 反映した	計画等に反映した意見
B 既に盛り込み済	その趣旨が既に計画等に記載されている意見
C 今後の検討課題	今後、計画等を推進する上での課題とする意見
D 対応困難	対応が困難な意見
E その他	計画等に関係のない意見や感想

項目等	意見等の概要	件数	対応	県の考え方
1 第4 2(1)県産木材の利用促進、(7)普及啓発	(本文8、9、17、18ページ)建物などの施設における二酸化炭素固定量等の環境貢献度の見える化に取り組んでいただき、林業関係団体以外の方々にも広く木材利用の普及啓発に活用いただきたい	1	A	木材利用による二酸化炭素固定量や森林整備への貢献度を可視化して普及することは、県民や企業による木材利用に対する理解醸成に寄与するため、ご意見を踏まえ、次のとおり記述を追記しました。 ●本文8ページ:「民間企業に対し県産木材利用の意義やメリットの普及啓発や、二酸化炭素固定量等の見える化の提案、アドバイザー派遣等の技術的支援を行う。」 ●本文9ページ:「公共施設において率先して県産木材を利用し、木材利用効果の見える化など木の良さをPRすることで、民間施設への波及を図る。」 ●本文17ページ:「県産木材を利用する社会的意義についても見える化を強化して丁寧に普及啓発していく。」 ●本文18ページ:「多様なメディアを活用し、木材利用の効果の見える化と情報発信を強化する。」
2 第4 2(1)県産木材の利用促進	(本文8ページ)林業・木材業関係の6団体が新庁舎整備プロジェクトにおける県産木材利用について知事に要望を行った(R8.3.6)ところであるが、県は民間企業の建築物木材利用のモデルとなるべく、新庁舎をはじめとする県の公共施設等の県産木材利用に率先して取り組むべきである。	1	B	「兵庫県建築物木材利用促進方針」では、公共建築物において率先して木材を利用することで民間建築物への波及を進めると定められていることから、ご意見のとおり、新庁舎をはじめとする県の公共施設等の県産木材利用に率先して取り組んでいきます。
3 第4 2(1)県産木材の利用促進	(本文8ページ)ひょうご木の匠の会で、県の補助金を活用して、見学会等の開催をしながら川下のエンドユーザーに対して県産木材利用の啓蒙活動をしているので、これらの取組みも指針に入れていただきたい。	1	A	県の主催するイベントやメディアに加え、工務店グループによる川下エンドユーザーへの県産木材利用の啓蒙活動は有意義であることから、ご意見を踏まえ、次のとおり記述を追記しました。 ●本文8ページ:「「ひょうご木の匠の会」や「ひょうご木のすまい協議会」等の工務店グループによる住宅展示・相談会・コンテスト等を通じて、県民に対し、二酸化炭素固定や県内の森林整備に繋がる県産木材利用の社会的意義や心身の健康上のメリット等をPRする(以下略)」
4 第4 2(1)県産木材の利用促進、(6)人材育成	(本文8ページ、18ページ)ひょうご木のすまい協議会では、「木のすまい建築賞in兵庫」という建築デザインコンテストを開催し、最も優れた作品に対して兵庫県知事賞を表彰しているため、支援を継続いただくとともに、取組みを指針に入れていただきたい。	1	A	県の主催する研修会等に加え、工務店グループによるコンテストという自己啓発の機会や、優れた木造建築を広く県民に紹介することは有意義であることから、ご意見を踏まえ、次のとおり記述を追記しました。 ●本文8ページ:「「ひょうご木の匠の会」や「ひょうご木のすまい協議会」等の工務店グループによる住宅展示・相談会・コンテスト等を通じて、県民に対し、二酸化炭素固定や県内の森林整備に繋がる県産木材利用の社会的意義や心身の健康上のメリット等をPRする(以下略)」 ●本文18ページ:「「ひょうご木のすまい協議会」による建築デザインコンテストの開催等、建築士の自己研鑽の取組を広げていく(以下略)」